

受理番号	請願第 5 号	受理年月日	令和 3 年 8 月 30 日
件名	平成 29 年（2017 年）10 月 23 日（月）県道 43 号で発生した薩摩川内市スクールバス事故に関する調査についての請願		
請願者	成塚 朝康 外 4 名		
紹介議員	宮里 兼実、井上 勝博、犬井 美香		
要 旨			
<p>私たちは、地元バス会社に勤務していた者として、当時の薩摩川内市教育委員会とこのバス会社には強い癒着があり、スクールバス事業を通し、公金が不当に流れ、市民の財産が食い潰されたことを見逃すことはできない。</p> <p>納税義務を果たす市民のために、下記 7 項目について、早急に調査いただき、回答いただくよう請願する。</p>			
記			
<p>1 事故場所について、開示された市の公文書「スクールバス（鹿 200 あ 494）の破損に関すること」によると、事故発生日は「平成 29 年 10 月 23 日（月）午後 2 時頃」西方町の営業所車庫内となっているが、顛末書では事故時刻は、午後 3 時 30 分頃に、場所は久見崎町の県道に変わっている。そうであるならば、午後 2 時頃の事故というのは、誰がいつ（日時）連絡を受け、誰に報告したのか明確にされたい。</p> <p>2 このスクールバスを貸与する際の文書には、装備品の中にドライブレコーダーも明記されているが、事故当初において、なぜドライブレコーダーの記録の提出を求めなかったのか。また、「事故報告後に、当時の職員が西方の現場に行った。」との教育委員会の職員の証言もあり、この当時の職員はドライブレコーダーを含め現場写真等、また、物損事故を起こした運転手及び運行管理者に対して、どのような確認、聞き取りをしたのか明確にされたい。</p> <p>3 事故時刻については「午後 3 時 30 分頃」とされているが、水引中学校発午後 4 時 40 分には、この車両は損傷なく出発している。当局は、事業者、水引中学校を通じて確認をしたのか。（午後 5 時 30 分頃に、湯田・西方コース運転手は、事故を起こした運転手から「事故を起こしたため、午後 5 時 40 分の出発に遅れる電話が入った。」と証言。また当日、東郷小学校スクールバスの運転手にも「午後 5 時 50 分頃に寄田で木に当たって事故をした。」と電話が入っている。この東郷小学校の運転手は、「午後 5 時 30 分に帰庫したが、事故車両は帰ってきていなかった。」と証言。この 2 人の証言者の確認も必要）</p> <p>事故を起こした運転手の再聴取をお願いします。</p> <p>4 修理代金は、平成 30 年 2 月 1 日の報告で 549,590 円（見積額</p>			

547,430円)となっているが、板金塗装で858,254円、破損した部品代おおよそ970,000円(消費税別)相当額の修理代金であるが、実際に市の財産であるバスにどの程度の損害があったのか再調査されたい。(事故を起こした運転手は、「修理代金は170万円から180万円かかったとこのバス会社職員から聞いた。」と証言している。)

- 5 市の公文書「スクールバスの破損に関すること」では、破損の状況で修理見積額547,430円となっている。

この車両を貸与するのに際しての文書によると、10)経費負担の項では、「見積額50万円以上の大規模修理等については、修理着手前に協議するものとする。」となっているが、この協議はなされたのか。協議がなされたとすれば、いつ、どこで、誰が行ったのか明確にされたい。

- 6 市の予算執行に当たって、当該案件については、通常なら競争入札であるが、地方自治法施行令第167条の2第1項各号の規定に該当すれば、随意契約することができることになっている。平成30年度の随意契約(寄田・滄浪コース)は何号を根拠としたものか。

ちなみに、平成30年度の随意契約金額は10,260,000円。平成29年度入札金額は6,669,000円。この3,591,000円の随意契約での増額についての根拠と、支出負担行為書(執行伺)は誰の指示で起案して、決裁はどのようにしたのか。このことも明確にされたい。

私たちの手元にある資料では、平成30年度は、平成30年3月12日に随意契約に係る起票と決裁がなされている。担当者からグループ長、課長代理、課長、部長の決裁印もある。競争入札は平成30年3月28日に実施された。このコースは競争入札前に3,591,000円増額でこのバス会社に決定していた。利益供与の疑いもあり、この経過も明確にされたい。また、当時の教育総務課長は、平成31年3月14日の総務文教委員会で委員の質問に対して、「平成30年度は予算が最終日に決まり、4月1日から中学校の部活があり、入札をする時間がなかった。ナンバーを変える時間がなかった。」と答えているが、このコースは最初から2社のバス会社へは連絡がなかった。

- 7 4点目、5点目の真偽を確認する上で、重要な資料として自動車保険の使用があるが、事故を起こした運転手は、平成31年2月14日に新聞社の取材に対して、「保険を使った。」と話しており、正確な市有財産の損害状況を把握する意味からも、市として最低限の確認はすべきではないか。市民として保険会社への照会を求める。